

## 社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員の管理職員の範囲を定める規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）の管理職員の範囲を定めることを目的とする。

### (管理職員の範囲)

第2条 法人に勤務する職員のうち、管理職員は別表1のとおりとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

組織の名称		管理職員の職名	
本部		事務局長、次長、参事、課長、主幹	
施設		総合施設長	
	老 福 施 設	養護老人ホーム	施設長（園長）、課長、主幹
		特別養護老人ホーム	施設長（園長）、課長、主幹
		デイサービスセンター	施設長（センター長）
		地域包括支援センター	施設長（センター長）
		居宅介護支援事業所	施設長（所長）
		保育所	保育部長、施設長（園長、所長、センター長）
その他理事長が別に定める職名			